

枚 方 市 職 員 措 置 請 求
監 査 結 果 報 告 書

(仮称第2 清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託に係る住民監査請求
平成19年11月6日提出分)

枚方市監査委員

枚 監 査 第 1 5 7 号
平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

請 求 人 様

枚 方 市
監 査 委 員 竹 田 惠 次
監 査 委 員 松 浦 幸 夫
監 査 委 員 西 田 政 充
監査委員職務執行者 堤 昌 彦

枚方市職員措置請求に係る監査結果
(仮称第 2 清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託に係る住民監査請求
平成 1 9 年 1 1 月 6 日提出分)

平成 1 9 年 1 1 月 6 日付け枚監査第 1 5 7 号にて受理した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

第1 監査の請求

1. 請求人

5名

2. 監査請求書の提出

平成19年11月6日

3. 請求の要旨

私は、枚方市民として、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明書を添え、下記措置をとるように請求する。

1. 措置を求める内容

枚方市長は、市が被った被害につき、下記の者らに損害賠償請求をするなど、必要な措置をとるように求める。

(株)石本建築事務所 大阪支所 (株)大林組 元顧問・山本正明

2. 措置を求める理由

(1)枚方市は、平成16年5月31日、株式会社・石本建築事務所大阪支所との間で、仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託を金47,998,650円で発注する請負委託契約を締結した。

(2)第2清掃工場の官製談合は、枚方市長(当時)・中司宏、大阪府警警察官(同)平原幸史郎らが、枚方市民の信頼を裏切り、(株)大林組の元顧問・山本正明被告らと相謀り行ったとして大阪地検から起訴され、公判がおこなわれている。

本年11月2日同事件の大林組元顧問・山本正明被告は、大阪地方裁判所802号法廷での公判で検察官の尋問等のなかで、「石本建築事務所に接触し図面の入手、図面(作成)等の手伝いをした」旨を明らかにした。

このことは、石本建築事務所が契約書第6条この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。同第40条の契約の履行についての不正な行為、等に違反している。また、官製談合事件に間接的に加担している。

(3)この不正行為による市の損害は、請負委託契約書に定める契約金10%の賠償金470万円以上が、市が被った損害額である。

これに関与した各個人についても、その地位、役割、利得などに応じた賠償を請求し、速やかに市の損害を回復し、併せて、再発の防止を図るべきである。

よって、監査委員に対し、速やかに必要な措置を取るように求める。

添付資料 公判傍聴人メモ 1枚

07年9月21日付き読売新聞夕刊 1枚

(原文のとおり)

(請求人から提出された事実証明書等については添付を省略)

第2 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

本請求は、平成19年11月6日に提出され、同日付でこれを受理した。

2. 請求書の補正

平成19年11月13日に下記の補正がなされた。

請求人のうち1名の住所を訂正。

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成19年11月28日、証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求書記載事項の陳述を受けた。

4. 監査対象事項

本請求内容は、仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託契約(以下「本件委託契約」という。)の履行において、株式会社石本建築事務所(以下「石本建築事務所」という。)が本件委託契約の契約約款に違反し、契約金の10%の賠償金470万円以上の損害を市に与えているので、市が被った損害につき、石本建築事務所、株式会社大林組元顧問・山本正明らに対し、損害賠償請求するなど、必要な措置をとるよう、市長に対し勧告するよう求めるものと認められる。

このことから、本請求に明確な記載はないが、市が損害賠償請求を怠っていることについての監査請求とみなされ、地方自治法第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当すると解した。

よって、次の点について監査を行うこととした。

大林組による石本建築事務所への接触の有無について

上記接触は契約約款に違反し賠償請求できるか否かについて

市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているかについて

5. 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成19年11月15日付で石本建築事務所に対し照会を行い、平成19年11月26日に回答を受けた。

6. 監査の対象部課

財務部総合契約検査室

重点プロジェクト推進部東部整備室

第3 監査対象部課の説明

平成19年11月28日に監査対象部課である財務部総合契約検査室、重点プロジェクト推進部東部整備室に対し聴取を行い、以下の説明があった。

1. 事情を聴取した者

財務部長、財務部次長兼総合契約検査室長、総合契約検査室課長（2名）
重点プロジェクト推進部長、重点プロジェクト推進部次長、
重点プロジェクト推進部次長兼東部整備室長、東部整備室課長（2名）

2. 監査対象部課の説明の概要

（総合契約検査室関係）

発注案は、事業課と総合契約室（現：総合契約検査室、以下同じ）が協議を行いながら総合契約室で作成し「請負業者資格審査等委員会」で審査の上、事務決裁規程に基づき決裁を得ている。

事務決裁規程で定められた権限者が、予定価格や最低制限価格を決定し、発注表に記載の上、公表している。

開札の結果、落札者の決定に向けて発注条件で求めた内容の審査を行い、これらの審査に合格した者を、事務決裁規程に基づいた権限者が落札者として契約締結することを決定した。

入札参加資格等の入札条件は、事業課と協議をし、また過去の発注内容も参考にしながら総合契約室で案の作成を行い、その後「請負業者資格審査等委員会」で審査した上で、決裁処理し発注表の確定を行っている。

予定価格の決定は、事務決裁規程で定められた権限者が行い、予定価格は市の設計価格と同一価格で設定している。また、最低制限価格は、国の基準に準じて設定しており、本案件については予定価格に10分の6を乗じて得た額で設定している。

本入札は、業務希望型指名競争入札で実施しており、この入札方式については平成16年度の枚方市入札・契約制度において、最低制限価格制度の適用を定めている。

平成16年5月21日の開札の結果、入札参加者8社の内、7社が最低制限価格による入札であったため「くじ引き」によって（株）石本建築事務所大阪支所が落札者となった。

本契約について談合情報等の不正行為に関する情報はなかった。

住民監査請求書に記載されている（株）大林組元顧問・山本正明被告の発言については、正確な内容までは承知していないが、裁判の中で建築事務所に関する証言があったということは聞いている。この裁判での証言及び当該監査請

求以外から情報がもたらされたようなことはない。

(株)石本建築事務所に対し、裁判で証言が行われたことに関しての事情聴取を行っていく。契約約款への抵触については、山本正明被告の正確な証言内容を把握し検証した後に、判断しなければならないと考えている。

契約約款第40条第3項に基づく違約金については、当該業務が完了していることから契約の解除をすることはできず、請求はできないと考えている。

また、「賠償の予定」として、契約約款第46条に規定されている「契約金額の10%に相当する額」の請求も、現時点においては、契約約款第42条第1項各号に該当していないので、できないと考えている。

現時点においては、契約約款とは別に損害賠償請求をすることは考えていない。

今後、「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会」からの意見や提言を踏まえて、現在の入札契約制度について再度、検証をし、他市の事例も参考にするなど、さらに不正行為の排除に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

(東部整備室関係)

本設計委託の業務内容は、仮称第2清掃工場建設工事に係る土木建築工事の設計業務委託である。

今回の設計業務は、先ずプラント設備業者が作成するプラント設備機器配置基本計画を基にして、本設計受託者が建物基本計画を作成し、その後プラント設備機器の基本設計の進捗により提供される各種データを反映した実施設計を行っている。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1)本件委託の概要

計画施設概要

施設用途：ごみ焼却施設

・建築面積 7,000 m²以下 ・建物高さ 33m以下 ・煙突高さ 100m

・構造 工場棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

管理棟 鉄筋コンクリート造

煙 突 外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼製2本

その他：計量棟・ガスガバナー棟等：軽量鉄骨造

業務委託内容

- 基本設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、土木）
- 実施設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、土木）
- 積算業務（建築、電気設備、機械設備、土木）
- 地質調査業務（ボーリング調査、標準貫入試験、室内試験、水質試験）
- 景観検討資料作成業務（景観検討書、パース作成）
- 官庁申請業務（計画通知、中高層協議、煙突の構造評定等の関係機関との協議及び申請）
- 測量調査業務（提供資料以外に設計上必要な測量調査）
- その他（各種検討書、比較検討書等）

(2) 契約の主な経過

- 平成16年 4月15日：業務希望型指名競争入札（入札後資格確認型）
業務発注表の公表
- 平成16年 5月21日：入札
- 平成16年 5月31日：契約
- 平成17年 3月30日：変更契約

(3) 発注内容の概要

入札方式	業務希望型指名競争入札（入札後資格確認型）
業務件名	仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託
業務概要	建築・土木工事設計委託業務 清掃工場建屋工事設計 建築面積約7,000㎡、高さ33m以内、 施設規模240t（120t/日×2炉） 煙突工事設計 高さ100m（構造評定含む） 構内道路、駐車場、外構工事、場内周景施設、場内排水工事、 その他の設計 透視図作成業務一式、土質調査業務委託一式、水質調査一式
履行期間	契約締結日から平成17年3月31日まで
入札方法	郵便入札
入札日	平成16年5月21日
予定価格 （税抜き金額）	76,188,000円
最低制限価格 （税抜き金額）	45,713,000円

(4)入札執行状況(平成16年5月21日入札)

参加業者名	入札金額(税抜き金額)	
(株)石本建築事務所 大阪支所	45,713千円	落札者
(株)大建設計	45,713千円	
(株)梓設計 大阪支社	45,713千円	
(株)昭和設計	45,713千円	
東和科学(株) 関西支店	45,713千円	
(株)環境技術研究所	45,713千円	
(株)日建技術コンサルタント	45,713千円	
(株)日建設計 大阪オフィス	76,000千円	

(5)変更契約の概要

項目	変更前	変更後
履行期間	平成16年5月31日から 平成17年3月31日まで	平成16年5月31日から 平成17年9月30日まで
業務委託料 (税込)	47,998,650円	50,677,200円
支払条件	前払い・完了払い	前払い・部分払い1回・完了払い
委託内容の 変更		技術性・経済性の総合的検討・判 断資料の作成を追加 パース図の追加

2 監査委員の判断

(1)大林組による石本建築事務所への接触の有無について

請求人は「本年11月2日同事件の大林組元顧問・山本正明被告は、大阪地方裁判所802号法廷での公判で検察官の尋問等のなかで、『石本建築事務所に接触し図面の入手、図面(作成)等の手伝いをした』旨を明らかにした。」と住民監査請求書に記載している。

裁判が進行中で公判記録の入手ができないため、正確な発言内容の確認は出来ないが、検察における冒頭陳述において大林組による設計業務落札業者への接触についても言及がなされ被告人が特に否認していないこと、また、関係人調査をおこなった石本建築事務所からの回答などから総合的にみるならば、大林組による石本建築事務所への接触はあったと判断できる。

(2)上記接触は契約約款に違反し賠償請求できるか否かについて

請求人は「石本建築事務所が契約書第6条この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。同第40条の契約の履行についての不正な行為、等に違反している。」と住民監査請求書に記載している。

本件委託契約における契約約款の第6条（秘密の保持）では、その第1項において「乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」第2項において「乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。」と定められている。

大林組による石本建築事務所への接触はこの契約約款の第6条に抵触する可能性も考えられる。そのため仮に石本建築事務所の行為がこの契約約款の第6条に違反するとすれば、市は賠償請求ができるかについて以下検討をおこなう。

請求人が記載している「同第40条の契約の履行についての不正な行為」とは、第40条（甲の解除権）第1項第3号「契約の締結又は履行について不正な行為があったときその他枚方市契約規則に違反したとき。」をさすものとする。しかしながら、この規定に基づき業務委託料の10分の1に相当する額の違約金の請求を行えるのは、あくまでも契約を解除した場合のみである。本件委託契約については、平成17年9月30日で委託期間は終了し、平成17年11月21日で委託料の支払も完了しており、その成果物に基づく工事もかなりの部分が終了している。このような状況においては本委託契約を解除することは実質的に不可能である。

よって、たとえ契約約款の第6条違反があったとしても、契約約款の第40条に基づく契約の解除及び違約金の請求はできないと考える。

次に、請求人が陳述会で述べた、賠償金の根拠として主張する契約約款の第46条（賠償の予定）に基づく賠償金の請求が可能であるかについて検討をおこなう。

契約約款の第46条において「乙は、第42条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。（1）第42条第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合（2）第42条第1項第4号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合」と定められている。ここでは契約の解除は賠償金支払の必須要件ではないが、契約約款の第42条第1項各号のいずれかに該当する必要がある。

契約約款の第42条（談合その他不正行為による解除）の第1項においては「甲は、乙がこの契約に関して、次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。」として、以下の4号を定めている。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48の2条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

しかしながら、本件委託契約に関しては上記の4号いずれにも該当しないため、契約約款の第46条に基づく賠償金の請求もできないと考える。

以上の検討の結果、石本建築事務所における契約約款の第6条違反については、市による事情聴取及び山本被告による証言内容の把握検証による判断を待ちたいが、契約約款の第6条違反の有無にかかわらず契約約款の第40条・第46条に基づく違約金や賠償金の請求はできないものと判断する。

(3) 市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているかについて

以上のことからすると、現時点において市が行使すべき損害賠償請求権の存在は認められず、市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとはいえない。

よって本件請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

監査の結果は以上のとおりであるが、次の点について市長に要望する。

石本建築事務所に対する事情聴取等から、契約約款の第6条違反が認められた場合には、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」に基づく指名停止の措置等、適切な措置を講じられたい。